

議第22号

平成25年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

| 事 項 | 区 分 | 年 間 | 1 日 平 均 |
|-----------------|-----|------------------|--------------|
| 運 転 車 両 数 | | 両 74,460 | 両 204 |
| 走 行 キ ロ メ ー ト ル | | km 20,761,853 | km 56,882 |
| 輸 送 人 員 | | 人 124,830,000 | 人 342,000 |

2 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費9,304,833千円の財源の一部に充てるため、企業債（資本費負担緩和分）2,137,000千円を借り入れる。

収 入

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 高速鉄道事業収益 | 29,119,000千円 |
| 第1項 営業収益 | 25,925,957千円 |
| 第2項 営業外収益 | 3,193,043千円 |

支 出

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 高速鉄道事業費用 | 35,287,000千円 |
| 第1項 営業費用 | 25,039,940千円 |
| 第2項 営業外費用 | 10,197,060千円 |
| 第3項 予備費 | 50,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,670,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

| | |
|-------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 22,971,000千円 |
| 第1項 企業債 | 10,584,000千円 |
| 第2項 補助金 | 1,224,346千円 |
| 第3項 出資金 | 11,131,000千円 |
| 第4項 その他資本収入 | 31,654千円 |

支 出

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 30,641,000千円 |
| 第1項 建設改良費 | 7,292,000千円 |
| 第2項 繰延費用 | 50,455千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 20,544,199千円 |
| 第4項 長期借入金返還金 | 2,754,346千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------|------------------|-----------------|
| 高速鉄道営業線改良費 | 平成26年度から平成29年度まで | 千円 4,300,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-------------------|-----------------|--|---------------------------------------|--|
| 高速鉄道事業建設改良費 | 千円 2,581,000 | 発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額 | 証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。 | 起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。 |
| 高速鉄道事業資本費平準化債 | 8,003,000 | | | |
| 高速鉄道事業資本費負担緩和分企業債 | 2,137,000 | | | |
| 計 | 12,721,000 | | 8.0以内 | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 特例債元利償還金等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,242,000千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、1,776,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、9,355,000千円である。

平成25年2月20日提出

京都市長 門川大作